

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の状況										
みどり清朋高等学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかった。</p> <table border="1" data-bbox="516 510 1448 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="516 510 706 583">品種</th> <th data-bbox="706 510 923 583">品目 商品名</th> <th data-bbox="923 510 1190 583">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1190 510 1279 583">数量</th> <th data-bbox="1279 510 1448 583">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="516 583 706 674">機械器具類</td> <td data-bbox="706 583 923 674">計器測量器具 測定器</td> <td data-bbox="923 583 1190 674">昭和6年2月17日</td> <td data-bbox="1190 583 1279 674">1</td> <td data-bbox="1279 583 1448 674">148,000円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	計器測量器具 測定器	昭和6年2月17日	1	148,000円	<p>検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号)</p> </div>	<p>現物を確認できなかった備品について、原因調査を行ったところ、不用決定を行わずに廃棄していたことが判明した。 このため、廃棄済である当該備品について、不用決定及び備品出納簿からの払出しを行った。 再発防止に向けて、関係職員に対し、備品廃棄時の留意点及び手続について周知を行った。 今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額									
機械器具類	計器測量器具 測定器	昭和6年2月17日	1	148,000円									

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年5月22日)